	・辰地法弟					・辰地法弟		
	3 条第 1 項					3条第1項		
	第7号の2					第7号の3		
	《農地又は					《農地又は		
	採草放牧地					採草放牧地		
	の権利移動					の権利移動		
	の制限》・					の制限》・		
	(B) • • • •					(B) • • • •		
	В • • • • •					В		
	(A) • • • •					(A) • • • •		
	(B) • • • •					(B) • • • •		
		 		-			<b>***</b>	
9	· · · · · 、又は	 			9	· · · · · 、又は		 
	同法第53条の3の					同法第53条の3の		
	2 第 1 項第 1 号に					2 第 1 項第11号に		
	規定する・・・・					規定する・・・・		
10 • • • • 独		 	1		10 • • • • • 独			 1
立行政法人緑資			2		立行政法人緑資			2
源機構法第16条			2 0		源機構法第16条			_
第2項において					第2項において			

準用する土地改

準用する土地改

良法第53条の3	良法第53条の3	
の2第1項第1	の2第1項第1	
号に規定する農	号に規定する農	
用地に供するこ	用地に供するこ	
とを予定する土	とを予定する土	
地に充てるため	地に充てるため	
独立行政法人緑	独立行政法人緑	
資源機構法第16	資源機構法第16	
条第2項におい	条第2項におい	
て準用する土地	て準用する土地	
改良法 <u>第53条の</u>	改良法 <u>第53条の</u>	
2 の 2 第 1 項	<u>2</u> 第1項《換地	
《換地を定めな	を定めない場合	
い場合等の特	等の特例》の規	
例》の規定によ	定により、・・	
15,		